

別記様式第十（省令第二十三条関係）

借地権以外の権利の申告書

令和 年 月 日

権利者	住所	
	氏名	⑩
土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者	住所	
	氏名	⑩

厚木市森の里東土地区画整理組合  
理事長 西迫 哲 様

全部  
次表の土地の 平方メートルについて下記の内容の 権を  
一部  
有することを申告します。

令和 年 月 日 登記簿登記事項							記事
大字	字	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名	

記

地番	地積	契約年月日	摘要

備考

- 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合には、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合には、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。
- 権利者、土地所有者とも、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

## 権利部分の図面

### (権利部分の図面についての注意)

- 1 申告に係る権利が1筆の土地の全部のときは、図面は必要ありません。
- 2 申告に係る権利が1筆の土地の一部であるときは、その申告に係る権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、図面に次の事項を記載してください。
  - (1) 申告に係る権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 申告に係る権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離
  - (3) 申告に係る権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、その位置及び形状
  - (4) 方位
- 3 申告に係る権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに申告に係る権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離を記載してください。

### (記載例)

